

警備保障ガイア

検索



①平成26年度前期「現任教育」を行いました。

本年9月に、1号施設巡回警備員教育と2号交通誘導警備員教育の定期教育講習をそれぞれ行いました。

内容は警備業法・道路交通法・事故の判例勉強会・挨拶敬語・刑法(正当防衛・緊急避難 他)・刑事訴訟法(現行犯逮捕 他)・応急救護・護身術・避難誘導の方法・現場保存・遺失物法・基本応用動作・無線・各種交通規制対応・他それぞれ行いました。

また前回に引き続き、サービス業の心得に関して徹底指導しました。

今回も仕事により不参加の者全員に対し、再講習を行います。

また今回も1名に対し勤続10年表彰を行いました。これで総計4名となり、

この後も1名以上の表彰が続く予定です。どんなに苦しい状況でも決して弱音を吐くことなく、お客様・会社の為にと末永く働いて下さる隊員に、深く感謝し心より御礼申し上げます。



②「外国人労働者の受け入れ」に関して

東京五輪や景気上昇を受け労働力不足が深刻化するなか、皆様ご存じの通り、政府は今年6月の新成長戦略の中で、人手不足が著しい建設業での外国人労働者の受け入れを増やす方針を明記し、閣議決定しました。

政府の技能実習制度により現在約15万人の在留外国人が実習生として働いており、そのうち建設業は約1.5万人ほどいるとのこと。H27年4月から3年の実習期間が修了した後に2~3年間に限り

日本国内で働ける新制度が導入される予定で、東京五輪が開催される2020年までの限定措置ということ。

もちろん「技能実習制度」の目的は、「外国人の技能・技術・知識の習得」でありますし、受け入れに当たっては同じ技能を持つ日本人と同等以上の給与を保障するよう企業に義務付けられる予定です。

建設業における派遣労働は禁止とのこと。はたして同じ技能を持ち、同じ成果を供給することができるのか、言葉の壁をどう乗り越えるのか、お住まいの地域で外国人建設労働者の姿を見る日はそう遠くはなさそうです。

もし必要であるならば、乗り越えなくてはならない壁があります。特に言葉の壁は大きいでしょう。従業員の語学研修や、通訳が建設業界にも必要になってくるのでしょうか。派遣会社の役割もでてくるのでしょうか。

ガイアも交通誘導警備業を行っており、かつ多くの建設業者様と共に毎日協働しております。

その中でガイアができることは何かを、真剣に探って参りたいと思っております。

先日ある新聞に「新幹線500系の開発」に関する記事がありました。トンネル突入時に発生する破裂音に悩まされ、原因を見ると車両屋根上にあるパンダグラフという装置であったとのこと。これを鳥の中で最も静かに飛ぶフクロウの生態を活かし、それをパンダグラフに応用して、騒音問題を解決した内容でした。現在直面している問題を、まったく異なる業界や物事から解決する。意外とそのような考え方ができることが、早期解決の糸口なのかもしれません。最後までご閲覧頂き誠にありがとうございました。

平成26年9月編集 齋藤(営業)